

退職した方の市民税・県民税について

私は、給与から市民税・県民税を差し引かれていましたが、令和5年10月に会社を退職し、その後無職です。

退職後、令和6年1月に送られてきた市民税・県民税の納税通知書によって納めた税額ですべて納税済みと思っていたところ、令和6年6月に再度、市税事務所から市民税・県民税・森林環境税の納税通知書が送られてきました。これはまちがいでないでしょうか。

会社勤めの方は、通常、1月から12月までの所得から算出した市民税・県民税の年税額を、翌年の6月から翌々年の5月まで、毎月の給与等の支払の際に差し引いて納付する特別徴収の方法をとっています（下図 通知①）。

あなたの場合、令和4年中の所得から算出した令和5年度の市民税・県民税額が、令和5年の6月から毎月徴収されていましたが、退職により会社の給与等から差し引くことができなくなったため、残額を令和6年1月にお送りした納税通知書によって納付していただきました（下図 通知②）。

また、令和5年1月から令和5年10月までは勤務していた会社から給与等の支払がありましたので、その所得から令和6年度の市民税・県民税を算出し、森林環境税と併せて納付していただくため、令和6年6月に納税通知書をお送りしました（下図 通知③）。

